

政令番号1 亜鉛の水溶性化合物
各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成19年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								0.0
2	青森県		3.3E+3						3,349.0
3	岩手県		9.9E+1						98.5
4	宮城県		1.2E+3						1,182.0
5	秋田県		1.2E+3						1,182.0
6	山形県		6.9E+2						689.5
7	福島県		2.2E+4						21,670.0
8	茨城県								
9	栃木県		1.6E+3						1,576.0
10	群馬県		9.9E+1						98.5
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都		9.9E+1						98.5
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県		1.5E+4						14,578.0
17	石川県		1.2E+3						1,182.0
18	福井県		7.9E+2						788.0
19	山梨県		9.9E+1						98.5
20	長野県		9.9E+1						98.5
21	岐阜県								
22	静岡県		9.9E+1						98.5
23	愛知県		8.9E+2						886.5
24	三重県		9.9E+1						98.5
25	滋賀県								
26	京都府		9.9E+1						98.5
27	大阪府								
28	兵庫県		9.9E+1						98.5
29	奈良県								
30	和歌山県		2.6E+3						2,561.0
31	鳥取県		9.9E+1						98.5
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県		2.0E+2						197.0
35	山口県		4.9E+2						492.5
36	徳島県		8.9E+2						886.5
37	香川県		3.0E+2						295.5
38	愛媛県		2.0E+2						197.0
39	高知県		9.9E+1						98.5
40	福岡県		5.9E+2						591.0
41	佐賀県		2.0E+2						197.0
42	長崎県								
43	熊本県		1.9E+3						1,871.5
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県		2.4E+3						2,364.0
47	沖縄県		2.0E+2						197.0
	全国		5.8E+4						58,016.5